

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2021年10月12日

通巻1291号

この号の内容

- 給与水準改善の申入れ



## 給与水準改善の要求書を提出

1. 金沢大学と同規模の企業（大学、病院等）と比較して、各職種について本学教職員の給与水準の改善を図ること。
2. 非常勤職員について、時給を引き上げるとともに、賞与を支給すること。

全般的に金沢大学の教職員の給与水準は低いことから（詳細は裏面参照）、組合としてはこれまでも改善を求めてきました。改めて、強く要求します。

昨年度からは、以前からの多忙化の進行に加えて、コロナ対応によって日常の業務は大幅に増えました。業務の内容・質も大きく変わりました。サービス低下を招かないよう、感染状況に応じて機敏な対応をしてきましたが、昨年は期末手当が引き下げられました。労働に報いて、給与水準を改善していただきたい。

また、非常勤職員は、時給が低く抑えられ賞与が支給されていません（フルタイム非常勤職員は賞与が支給されています）。非常勤職員と正規職員との間の待遇差は、「パートタイム・有期雇用労働法」に照らすと、明らかに不合理です。今年度の人事院勧告で「本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導」と言及されました。

同指針では、

- ①任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めること、
- ②職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給することとされています。

実際、国家公務員の非常勤職員では、一時的な任用者、勤務日数が2日未満等の場合を除き、ほとんどが賞与を支給されるようになっていきます。（2018年の国家公務員の非常勤職員の処遇の状況に関する調査）。

本学でも、速やかな改善を求めます。



労働に見合った給与改善を！ 交渉はこれから。

**1. 金沢大学と同規模の企業（大学、病院等）と比較して、各職種について本学教職員の給与水準の改善を図ること。**



**2. 非常勤職員について、時給を引き上げるとともに、賞与を支給すること。**

去る8月10日、人事院は2021年度の給与勧告として、ボーナスについて0.15月分の引下げを示しました。人事院勧告へのこれまでの大学の対応、とりわけ昨年度の同交渉における大学の対応から、今回の勧告に対しても一定の対応がなされると推察します。

後述の通り、そもそも全般的に金沢大学の教職員の給与水準は低いことから、組合としてはこれまでも改善を強く求めてきました。今回、人事院勧告どおりの引下げを実施すれば、金沢大学教職員の給与水準を低いまま据え置くこととなります。

金沢大学職員（事務・技術）の給与水準は、国家公務員と比較して低く抑えられています。『国立大学法人金沢大学の役職員の報酬・給与等について』によると、2020年度の対国家公務員指数は83.9（年齢・地域・学歴勘案でも91.4）となっていますし、事務・技術、医療職員の給与は国立大学法人の平均に及びません。同資料では教員の給与水準について、詳細が明らかにされていませんが、国家公務員との給与水準の比較指数は下がり続けています。また、同規模の私立大学と比較すると、職員、教員共に明らかに低い水準にあります。

給与水準が低く抑えられている一方で、教職員の多忙化は年々進んでいます。特に昨年度末からの新型コロナウイルスへの対応では多くの教職員が長時間労働を余儀なくされました。全大教が全国の国立大学と高専の教職員を対象に実施したアンケートでは、遠隔による教育研究業務や在宅勤務により教員の80%、事務・技術職員の40%が「業務負担が増えた」と回答するなど、教職員は例年にない厳しい労働環境にあることが明らかになっています。大学附属病院の医療従事者は、新型コロナウイルス感染症とのたたかひの最前線で勤務しています。私たちの働き方に報い、給与水準の改善を求めます。

また、非常勤職員の時給が低く抑えられボーナスが不支給である現状について、「パートタイム・有期雇用労働法」に照らすと、非常勤職員と正規職員間の待遇差は明らかに不合理です。今年度の人事院勧告において「本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導」と言及されました。同指針では、①任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めること、②この場合において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給することとされています。速やかな改善を求めます。

2021/9/21付け申入れ